

第9期更別村高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画及び第6期いきいきふれあい計画〈更別村障がい福祉計画〉並びに第3次どんどん元気さらべつ（更別村健康増進計画・更別村自殺対策計画）（素案）へのご意見募集結果

令和6年4月1日

第9期更別村高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画及び第6期いきいきふれあい計画〈更別村障がい福祉計画〉並びに第3次どんどん元気さらべつ（更別村健康増進計画・更別村自殺対策計画）（素案）について、村民の皆様からのご意見を募集したところ、2名から、延べ5件のご意見が寄せられました。

ご意見の要旨及びご意見に対する村の考え方は次のとおりです。

① 第9期更別村高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（素案）
計画素案に対するご意見はありませんでした。

② 第6期いきいきふれあい計画〈更別村障がい福祉計画〉（素案）

意見の概要	意見に対する村の考え方
<p>第3章－1 地域生活の支援体制の充実 ○生活支援 （1）障がい福祉サービス・地域生活支援事業の充実</p> <p>① 「更別村での生活を希望する障がいのある人が自らの選択により、一人ひとりのニーズに沿った必要なサービスを利用しながら、更別村での生活を継続できるよう、身近な相談支援体制や生活を支える福祉サービスの充実を図ることが課題」とありますが、精神障がいの当事者として、特に期待している部分です。数年前からずっと自分の将来を見据えて懸念していたことなので、この計画が今後どのように進んでいくのか注目しています。</p>	<p>いきいきふれあい計画については、策定内容や計画期間中の進捗状況について、「更別村保健福祉推進委員会」及び「更別村自立支援協議会」へ報告確認を行いながら取組を進めて参ります。地域の課題を共有しながら、精神障がいを持つ方やそのご家族の意見を反映させていく考えです。</p> <p>なお、いただきましたご意見につきましては、今後の施策の進め方等の参考とさせていただきます。</p>

<p>② 就労支援事業所との連携等により、村内の商店などで障害者雇用を行う所ができてくると、「障がい」そのものへの周知につながるのではないか。</p>	<p>クローバーモアの利用者については、村内施設の清掃業務を施設外就労事業として実施しており、カフェゆーゆの営業スタッフにボランティア参加いただく等地域にふれあう場での活動に取り組まれています。今後も利用者の状況や村内の動向について、情報共有を行いながら取組を検討して参ります。</p> <p style="text-align: right;">C</p>
<p>③ クローバーモアの他に、村内でB型の就労継続支援施設の選択肢があってもいいのではと思っています。支援の環境において、もう少しバリエーションが増えるととてもありがたいと感じています。</p>	<p>障害福祉サービス事業所の新設については、村内外含めて利用見込み者数がどの程度確保されるか、事業所の運営継続が可能かも含めて慎重な検討が必要です。事業所指定は北海道が行う手続きとなりますが、村では需要状況等の情報把握に努めて参ります。</p> <p style="text-align: right;">C</p>
<p>第3章-2 自立と社会参加の促進 ○社会参加 (1) 社会参加の促進</p> <p>① 引きこもりや不登校について、今、更別村で表からは見えにくいけれどもとても深刻な問題になってきていると思います。引きこもり者に対する支援について、具体的に取り組むビジョンはあるのでしょうか。もし、ないのであれば、注視して今後検討を進めていただきたいと思います。</p>	<p>日中活動支援事業サッチャル館、介護予防事業まる元運動教室等の村で開催している活動の場や、社会福祉協議会を通じたボランティア活動等、様々な方に向けて地域活動の場を設けており、関係機関で情報共有して参加のご案内をしています。</p> <p style="text-align: right;">C</p>

3 第3次どんどん元気さらべつ（更別村健康増進計画・更別村自殺対策計画）（素案）

意見の概要	意見に対する村の考え方
<p>第2節-4 いのちを支える自殺対策における取り組み （4） 重点施策</p> <p>① 引きこもりや不登校について、今、更別村で表からは見えにくいけれどもとても深刻な問題になってきていると思います。不登校者に対する支援について、具体的に取り組むビジョンはあるのでしょうか。もし、ないのであれば、注視して今後検討を進めていただきたいと思います。</p>	<p>不登校者や支援が必要な児童生徒に関して、スクールカウンセラーを設置して日常的な相談対応を行うとともに、学校及び教育委員会他の関係機関で情報共有の場を設けており、個別に支援が必要な内容についてはケース会議を開催して対応検討を行っています。</p> <div style="text-align: right; border: 1px solid black; width: 40px; height: 25px; margin: 20px auto;">C</div>

※ 意見の概要につきましては、要約させていただいておりますので、ご了承ください。

※ 「意見に対する村の考え方」のA～Eの区分は次のとおりです。

A	意見を受けて案を修正したもの
B	案と意見の趣旨が同様と考えられるもの
C	案を修正していないが、今後の施策の進め方等の参考とするもの
D	案に取り入れなかったもの
E	案の内容についての質問等